### 最後の国民大会と台湾の

### 憲法改正問題

### 意法以正问起

### 竹内孝之

## □□○五年五月一四日、

二〇〇五年五月一四日、台湾で国民大会代表選挙が実施された。選挙の投票率は二一十三六%と民主化後の台湾で最低となった。民進党や国民党など憲法改正(以下、た。民進党や国民党など憲法改正(以下、た。民進党を国民党など憲法改正(以下、の一〇一議席中二四九議席)を占めた。今回の国民大会では、昨年八月二三日に立法院を国民大会では、昨年八月二三日に立法院を「複決」)が唯一の任務であり、六月七日に二四九対四八で改憲案を承認した。

感を買い、改憲自体も司法院大法官解釈に め提起、可決した。このことが有権者の反 案は、国民大会が自らの任期を延長するた る考試院・監察院・司法院の要職人事への 行)を失った。ただし、代わりに総統によ では、正副総統の選出権(直接選挙へ移 手放していった。まず、一九九二年の改憲 めた。その過程で国民大会は重要な権限を 代表性が消失することが理由とされた。 凍結され、国民大会でも中国で選出された 政府の台湾移転後、「国政」選挙の実施は 出・罷免する機関でもあった。「中華民国」 華民国憲法を制定したほか、正副総統を選 承認権を獲得した。一九九九年九月の改憲 台湾の民主化と「中華民国」の台湾化を進 た議員だけでは、「中華民国」政府の中国 「万年議員」が居座った。台湾で選出され しかし李登輝政権はこのタブーを破り、 国民大会は元々、一九四六年に中国で中

民大会は廃止となる。

民大会は廃止となる。

### 一今回の改憲案

(1) 立法院の改革 つの柱がある。

立法委員の定数は一九九八年に一六四人から二三五人に増えた。同年に廃止された台湾省議会の議員に対する救済処置であった。そのため、国民大会と並び、立法委員た。そのため、国民大会と並び、立法委員の「多すぎる」定数も評判は悪かった。そこで、以下のような改革が行われる。①定数を半減(一一三議席と)する②任期を三年から四年に改める②任期を三年から四年に改める②任期を三年から四年に改める(②任期を三年から四年に改める(北例代表制)

(2) 国民大会の廃止

選挙人投票と司法院へ委譲される。国民大会の廃止に伴い、その承認権限が

司法院憲法法廷(大法官で構成される)判の過半数の賛成が得られれば、承認される。②立法院が提出した総統弾劾案の承認は、台湾投票で行う。選挙人総数(投票数ではない)投票で行う。選挙人総数(投票数ではない)

ため、国民大会代表選挙への関心はきわめこの改憲案を世論は当然視しすぎていた決により承認される。

# を具 ●小選挙区制に対する

以下、各党の主張を合わせて検討する。

て低かった。ただ、主な争点が二つある。

小選挙区比例代表並立制については日本とほぼ同様である。中小政党は比例代表枠で一定の生存空間を見出せる。だが、小選挙区では民進党や国民党が中小政党を淘汰し、二大政党制へ移行する可能性が高い。また小選挙区制では、一票の価値の格差も問題になる。今回の改憲案では、各県・市に最低一議席の配分を保障した。そのため、極端に人口が少ない金門県や連江県め、極端に人口が少ない金門県や連江県の、極端に人口が少ない金門県や連江県の大陸沿岸だが、台湾側が実効支配する島嶼)では一票の価値が、台湾本島の県・市の数十倍にも及ぶ。

(1) グリーン陣営(台湾本土派)の立

大会では反対に回った。

東は立法院では改憲案に賛成し、国民代表が、小選挙区制には反対である。そこで台結連盟(以下、台連)は定数削減に賛成だが、小選挙区制には反対である。そこで台

(中国語では「基層」)に根を張る国民党選挙区のように細かい区分になると、地域れない。民進党の林濁水・立法委員は、小ただ、小選挙区は民進党にも不利かもし

表 1 政党・グループおよび憲法改正賛成派・反対派別にみた国民 代表大会選挙結果

憲法改正賛成派 得票率 憲法改正反対派 獲得議席 得票率 民主進歩党 (G) 台湾団結連盟(G) 7.05% 127 42.52% 21 6.11% 中国国民党(B) 117 38.92% 親民党(B) 18 中国民衆党 1.08% 張亜中など 150 人連盟 1.68% 0.88% 農民党 新党(B) 3 公民党 無党団結連盟 2 0.65% 建国党(G) 0.30% 王廷興など 20 人連盟 1 0.19% 賛成派合計 249 反対派合計 16.86%

(出所)中央選挙委員会 Web サイト(http://www.cec.gov.tw/)。

(注)(1)有権者に配布される投票用紙にも、各政党・グループが憲法改正に 対して賛成か反対かが明記されている。

(G) と表記し、濃い網がけをした政党はグリーン陣営(台湾 本土派)に属する。(B)と表記し、薄い網がけをした政党はブルー 陣営(中華民国派あるいは統一派)に属する。なお、「張亜中など 150 人連盟」は、政党でもなく、ブルー陣営にも属さないが、その 主張が親民党に近いため、薄い網がけをしている。

(中華民国体制派) 0 的な違いはない。

の方が有利になると主張している。

(2) ブルー陣営

残りを模索するため、反対派に転向した。 度改革を含めて改憲案に賛成した。しかし 民党との合併を正式に取消し、 親民党は昨年一二月の立法委員選挙後、 ブルー陣営は合併構想を検討していたた 立法院では国民党、 親民党とも選挙制 独自の生き 玉

かっこ内は筆者注記)と規定し、 民投票の実施を想定している。 (2) グリーン陣営―公民投票を推進

その後、民進党は公民投票の実現をめざし よる公民投票」が必須であると主張した。 た。このことが、公民投票を独立と結びつ し、その現状変更には「台湾全体の住民に て独立を棚上げした。まず、台湾は既に 九九九年に「台湾前途決議文」を採択 独立主権国家」であるとの現状認識を示 民進党はかつて台湾独立を主張したが、

> い訳に用いた「改憲=実質的憲法制定」 の口実として、民進党が台湾本土派への に不利となってしまった。そこで改憲反対

に「公民」と憲法が指す「選挙人」に実質

承認について、「公民投票が憲法に入った\_

選挙人投票による改憲案や領土変更案の

争点2-立かっ

公民投票は

「法理独

(以下、「公投入憲」)と表現された。確か

制定の提起を盛り込むよう要求した。民准 との平和協議の是非を問うたにすぎない。 のミサイルに対する防衛兵器購入と、中国 うことは避けてきた。公民投票法制定前後 総統選挙と同時実施された投票でも、 発建設とWHO加盟の是非である。 (二〇〇三年)に想定した題目は、 制定を掲げ、 台連は公民投票による新しい 公民投票による憲法 翌年の 第四原 中国

今回初めて実現したわけではない ただし、「公投入憲」 は

選挙人投票は、 (1) 現行の憲法規定と公民投票 国民大会が提起した総統 (提起) およ

び複決(承認)の権利を有する」(第一七条 条)。また半世紀前に制定された憲法本文 憲で導入された(憲法追加修正条文第二 罷免案の承認手続きとして一九九四年の改 「人民は選挙、罷免、創制

しかし、民進党は、 台湾独立の是非を問

> 党は立法院での審議当初、 を放棄したとの非難を強めている。 登輝前総統は、 いは理念よりも立法戦術にあった。しかし、 一〇〇五年二月の陳宋会談の後、 後にブルー陣営と妥協した。両党の違 民進党が新憲法制定の理念 台連に同調した 台連や李

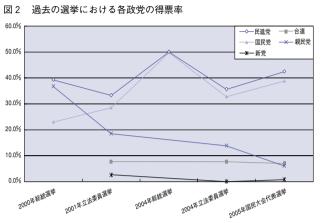
(3) ブルー陣営―賛否両論

だが、導入を望む世論に配慮して提出した る新憲法制定の提起のみを退けた。 がある。今回の改憲案では、公民投票によ 対案が、民進党に丸吞されて成立した経緯 ただし、親民党は、昨年一二月以降、 ブルー陣営は公民投票に否定的であった。 玉

民党と袂を分かち、小選挙区制導入が自党

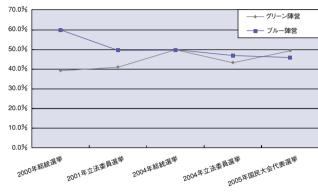
国民党から支持者を奪おうとした。 理独立」に当たると指摘し、 投票による「中華民国」領土の変更が「法 ⑤の著者である。同連盟は、 も影響を与えた。三九ページ参考文献④ 教授で、以前は陳水扁総統の「統合論」に を名乗った。張亜中氏は台湾大学政治学系 よって組織され、昨年は米国製武器購入反 を持出し、「公投入憲」反対を唱えた。 の規定により「張亜中など一五〇人連盟 対運動を行った。今回は、国民大会選挙法 民主行動連盟はブルー陣営に近い学者に 親民党同様、 台湾の選挙人

政権が台湾での「国政」選挙実施を拒んだ だが、「公投入憲」への反対は、



(出所)中央選挙委員会 Web サイト(http://www.cec.gov.tw/)。

### 図 1 過去の選挙におけるグリーン、ブルー両陣営の得票率



(出所) 中央選挙委員会 Web サイト (http://www.cec.gov.tw/)。

る 選挙の比例代表枠を占う材料にもなる。

%に低下した %得票した無党団結連盟も、 より得票率を伸ばした(以下、 党と国民党) 候補者の魅力に依存する親民党や無党団結 からなかった。 親民党は支持率低下に歯止めがか は今回、 (表1)。 昨年立法委員選挙で三・六 昨年の立法委員選挙 今回の選挙では 今回は〇・六 図2を参

(たけうち

たかゆき

ノアジア経済研究

所地域研究センター

理由と重なる。 護にも見えるが、 定を拒否するという矛盾を犯している。 一 見 同時に中華民国憲法の規 「中華民国」 体制の擁

# 国民大会代表選挙の結果分析

の政党だが、「中国国民党」支持者の間違 求めた。ちなみに、「中国民衆党」は無名 立」と批判した親民党や民主行動連盟の合 い投票を得たため、三議席を獲得できたら 世論の大半は「中華民国」台湾化の継続を 計も八%程度にとどまった(表1を参照) 得票率は七%、 今回の選挙で、新憲法制定を唱える台連 逆に改憲案を「法理独

また今回の選挙は、次回以降の立法委員

低下傾向にある(以下、図1を参照)。グ 挙結果をみると両陣営の勢力は拮抗してい 選挙では一時低下した。しかし、今回の選 ^―ン陣営の得票率は二○○四年立法委員 陣営毎に見ると、ブルー陣営は緩やかな

さらに政党別にみると、二大政党(民進

とおり追加ならびに修正する」 華民国」台湾化の完成を意味する。 主張する少数意見も存在する。後者は 確立する。ただし、内閣制や半大統領制を を含む追加修正条文が無効になるからであ ら、「統一前の需要により(中略)以下の いる。前者によって大統領制と三権分立が 監察院の廃止と憲法本文の改定を挙げて 陳水扁政権は今後の課題として、考試院 程は決まっていない。 だが、 (一二月)を控えており、 国民党主席選挙 七月 などの文言 次回改憲の なぜな や地方

また、ブルー陣営の支持率も低下傾向にあ 理独立」反対論は非民主的な主張を含むた 連盟が苦戦し、 る。そのため、 優位を示唆する意外な結果となった。 力や支持者は国民党へ糾合される可能性が 差別化が難しい。いずれ、 イデオロギー的な魅力に限界がある。 親民党は国民党との有効な 比例代表枠でも二大政党の ブルー陣営の勢

かな低下という、やや厳しい結果となった。 民進党との差別化には有効である。そのた デオロギーの表現であり、実現が困難でも 上昇が期待された。だが、実際は逆にわず め、今回の比例代表制選挙では台連の得票 台連の新憲法制定要求は純粋な本土派イ

## ●さらなる改憲の可能性